

2025 年 11 月 19 日 全 9 頁

フィンフルエンサーの規制と取締りに関する 海外動向

国境を越えた規制協力、フィンフルエンサー向け教育や認証制度の
必要性

金融調査部 研究員 谷 京

[要約]

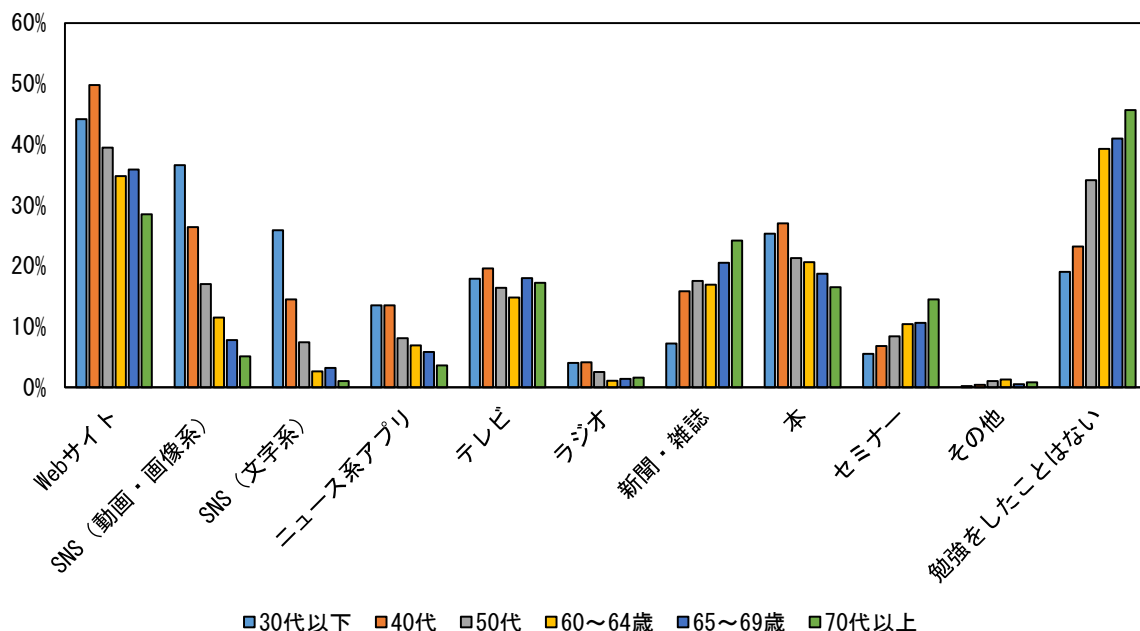
- 近年、ソーシャルメディア上で投資や金融に関する情報を発信するフィンフルエンサーが、特に若年層の個人投資家に大きな影響を及ぼしている。日本でも、著名な個人投資家や金融専門家（を自称する者）が SNS で情報発信を行い、フォロワー数を増やしている。SNS は若年層の投資情報源として重要性を増しており、フィンフルエンサーの存在感は今後さらに強まるであろう。
- フィンフルエンサーは、高リスク投資の推奨・宣伝や誤／偽情報の拡散、利益相反（たとえばステルスマーケティング）といったリスクをもたらし得る。各国・地域の規制当局は、特にフィンフルエンサーによる無資格での投資助言や詐欺的な商品の宣伝を懸念し、フィンフルエンサーの活動を監視・規制する動きを強めている。
- 2025 年 6 月、英国を中心にオーストラリア、カナダ、香港、イタリア、アラブ首長国連邦の規制当局が連携し、違法なフィンフルエンサーの一斉取締りを行った。各国・地域ごとにフィンフルエンサーの逮捕・刑事訴追や注意喚起、海外事業者へのマーケティング活動の停止要請、ライセンス制度の導入など多様な措置が講じられた。
- 日本でも、ソーシャルメディア上での投資詐欺や相場操縦、ステルスマーケティングについては一定の対応が進んでいる。他方で、ソーシャルメディア上で散見される個別銘柄の評価や投資判断への言及、真偽不明の情報で売買を煽る投稿などを完全に規制することは難しい。個人投資家の金融リテラシー向上に加え、フィンフルエンサー向けの注意喚起や教育の充実、認証制度の創設が期待される。

1. フィンフルエンサーの台頭

近年、ソーシャルメディア上で投資や金融に関する情報を発信するフィンフルエンサーが、世界各国で個人投資家（特に若年層）の投資判断に大きな影響を及ぼしている。たとえば、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の調査によれば、18～21歳の28%が1人以上のフィンフルエンサーをフォローしており、そのうち64%がフィンフルエンサーの影響で少なくとも一つの金融行動を変えたとされている¹。また、米国証券業の自主規制機関である金融業規制機構（FINRA）とCFA協会による調査でも、米国のZ世代（1990年代半ばから2010年代前半に生まれた世代）個人投資家の37%が投資判断を左右する要因の一つにフィンフルエンサーを挙げている²。

日本でも、著名な個人投資家や金融機関の元従業員、経済評論家といった様々な肩書のソーシャルメディア・アカウントが日々の相場や金融政策、少額投資非課税制度（NISA）、株主優待などについて解説する情報発信を行っており、中には万単位のリフォロワーを持つものもある。また、ソーシャルメディア上では特定の金融商品を勧めたり、投資法について解説したりする投稿や動画も散見される。日本証券業協会による意識調査でも、30代以下の層を中心に、「証券投資に関する勉強をした媒体」や「投資の情報収集源」としてSNSを挙げる回答の割合が高く（図表1・2）、フィンフルエンサーの存在感は今後ますます強まるであろう。

図表1 学校や職場以外で証券投資に関する勉強をした媒体（複数回答）

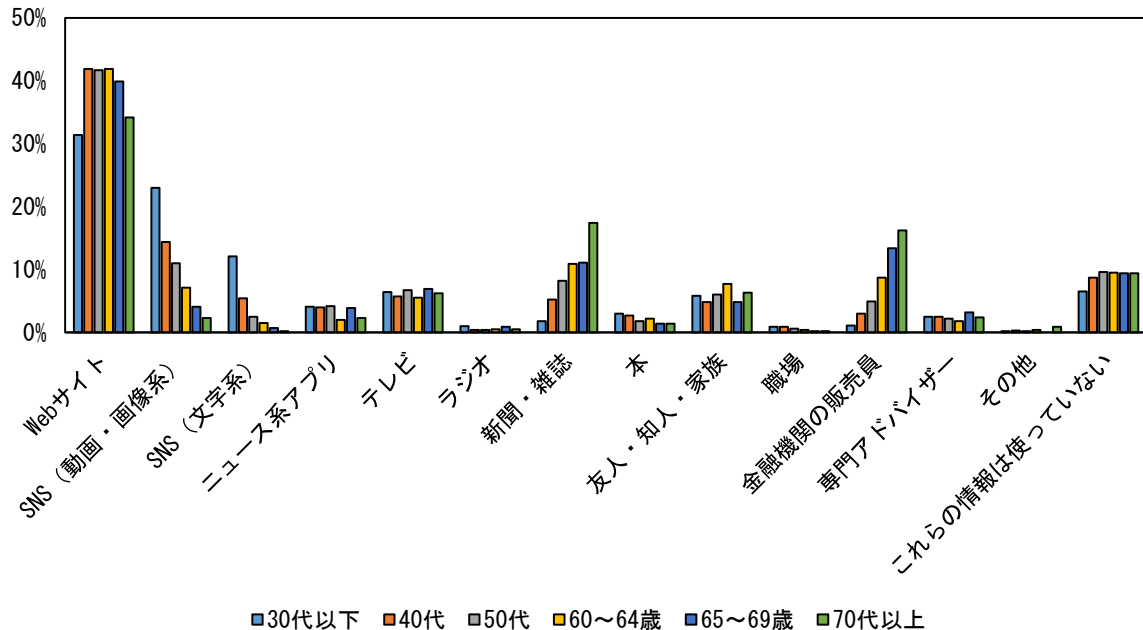


（出所）日本証券業協会「[個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書](#)」2025年9月、56ページより大和総研作成

¹ ASIC, “[Young People and Money: Survey Snapshot](#),” 2021/12, p. 9.

² FINRA Investor Education Foundation and CFA Institute, “[Gen Z and Investing: Social Media, Crypto, FOMO, and Family](#),” 2023/5/23, p. 7.

図表 2 投資にあたって最も活用している情報源



(出所) 日本証券業協会「[個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書](#)」2025 年 9 月、57 ページより大和総研作成

2. フィンフルエンサーがもたらすリスクとその顕在化

フィンフルエンサーの情報発信は、内容が正確かつ金融経済教育の範囲内である限り、その情報に接する者に投資や金融の世界を身近に感じさせ、より良い投資行動につなげ得るものとして有益であろう。しかし、世界各国・地域の規制当局は、フィンフルエンサーが誤／偽情報を拡散したり、リスクの高い投資や詐欺的な商品を宣伝したりすること、またライセンスなしで投資助言を行っている可能性があることに懸念を強めている。このようなフィンフルエンサー活動は、投資家に経済的損失や詐欺被害をもたらすだけでなく、市場の健全性を損なうおそれもある。

証券監督者国際機構（IOSCO）は 2025 年 5 月、[フィンフルエンサーに関する最終報告書](#)（以下、最終報告書）を公表した。最終報告書に基づく、フィンフルエンサーは金融に関する話題を広め、投資情報へのアクセスを拡大するという重要な役割を果たす一方で、個人投資家に次のようなリスクをもたらす可能性がある³と整理できる。

- 高リスク投資の推奨・宣伝：フィンフルエンサー（特に投資助言のライセンスを持たない者）は、外国為替証拠金取引（FX）や暗号資産、差金決済取引（CFD）など高リスクまたは複雑な投資を推奨する傾向がある。また、これらの投資を説得力のあるメッセージや高収益の約束とともに宣伝し、投資初心者をリスク許容度や目的に合わない投資へ誘導する可能性がある。

³ IOSCO, “[Finfluencers](#),” 2025/5, pp. 15-22.

- 誤／偽情報の拡散：フィンフルエンサーは自らを専門家と称しているにもかかわらず、実際には資格や経験の不足により、質の低い情報を発信することがある。また、根拠が不十分な情報や誇張された投資成果を意図的に発信し、フォロワーを増やそうとするフィンフルエンサーも存在する。より悪質な例として、著名人や有名企業になりすまして詐欺的な投資案件に誘導する者や、パンプ・アンド・ダンプ（風説の流布を通じた価格のつり上げと売り抜け）等の相場操縦により不当に利益を得る者もいる。
- 利益相反（たとえばステルスマーケティング）：フィンフルエンサーが広告収入や企業からの報酬を得て特定の金融商品を宣伝する場合、利益相反の開示が不十分であればステルスマーケティングとなり得る。しかし、広告投稿であることを隠して金融商品を勧め、フォロワーを誘導するフィンフルエンサーが存在する。

このようなフィンフルエンサーがもたらすリスクは、すでに多くの国・地域で顕在化しつつある。それゆえ、一部の規制当局はフィンフルエンサーの規制や取締りに動き始めている（図表3）。

図表3 主要国・地域におけるフィンフルエンサー対応策

国・地域	主な規制・取締り
米国	✓ パンプ・アンド・ダンプを行った8名のフィンフルエンサーを証券詐欺の容疑で起訴（刑事訴追は棄却されるも、民事訴訟は継続中） ✓ 報酬の受領を開示せずに暗号資産証券を宣伝したフィンフルエンサーに罰金
英国	✓ 金融商品の宣伝・販促活動に際し、企業およびフィンフルエンサーが遵守すべき法的義務をガイドライン（FG24/1）で明確化 ✓ 無登録の投資スキームの運営および宣伝・販促活動を行った9名のフィンフルエンサーを起訴
フランス	✓ 2023年6月に施行された「インフルエンサー規制法」で、暗号資産などの高リスク金融商品の宣伝を禁止 ✓ フィンフルエンサー向けの教育プログラムを提供し、修了者に「金融広告における責任ある影響力証明書」を付与する認証制度を導入
カナダ	✓ カナダ証券管理局（CSA）がソーシャルメディア上でのフィンフルエンサーに関する注意喚起キャンペーンを展開 ✓ 発行体から報酬を受け取って、YouTube等で株式を宣伝していたフィンフルエンサーに罰金と2年間の活動禁止
オーストラリア	✓ ASICの情報シート（INF0 269）で、フィンフルエンサー活動の適法／違法ラインを明示 ✓ ライセンスなしで投資助言等の金融サービス業を営んでいたフィンフルエンサーに恒久的な差止命令
香港	✓ 証券会社がフィンフルエンサーを起用して金融商品・サービスを宣伝する際の規制遵守状況を評価するテーマ別検査 ✓ ライセンスなしで投資助言を行ったフィンフルエンサーに罰金

（出所）各規制当局の報道発表等を基に大和総研作成

3. フィンフルエンサーに関する国境を越えた規制協力の試み

IOSCO の最終報告書では、フィンフルエンサーに関する「立法上の空白」ないし規制当局にとっての課題の一つに、国境を越えたフィンフルエンサー活動が挙げられた。すなわち、ソーシャルメディア・プラットフォームはグローバルに展開されているため、ある国のフィンフルエンサーが他国の投資家に影響を与え得る。実際、外国に拠点を置く市場仲介者が現地のフィンフルエンサーを通じ、無防備な個人投資家を誘引する詐欺的行為に及ぶことがある。最終報告書は、このような状況に対応するには国境を越えた規制協力の強化が必要であるとして、各規制当局は他国の規制当局との協力体制を検討すべきであると結論付けている⁴。

その中で、2025 年 6 月初旬、複数の規制当局が「違法なフィンフルエンサーに対する世界的な行動週間 (Global Week of Action Against Unlawful Finfluencers)」というキャンペーンで連携した。これは英国金融行為規制機構 (FCA) の主導で、オーストラリア・カナダ・香港・イタリア・アラブ首長国連邦 (UAE) の規制当局が参加し、違法な宣伝・販促活動を行うフィンフルエンサーの一斉取締りを行ったものである。具体的な成果として、次の措置が報告されている。

- 英国：FCA はロンドン市警の支援を受けて 3 名を逮捕するとともに、別の 3 名を刑事訴追、4 名のフィンフルエンサーに事情聴取を行った。さらに、無資格のフィンフルエンサーに対して 7 件の停止命令書と 50 件の警告通知を発出した。そして、これらの通知に基づき、主要 SNS プラットフォームに対して 650 件以上の違法コンテンツを削除するよう要請し、また無資格のフィンフルエンサーが運営する 50 以上のウェブサイトの閉鎖を要求するなど、不適切な投資情報発信の遮断に踏み込んだ⁵。
- オーストラリア：ASIC は「自称トレーディング専門家」として高リスクで複雑な金融商品を宣伝し、無資格で金融アドバイスを提供した疑いのある 18 名のフィンフルエンサーに対し、警告通知を発出した。今後も、金融商品を取り上げるフィンフルエンサーの投稿を監視し、消費者に害が及ぶと判断した場合には法的措置を講じるとしている⁶。
- カナダ：カナダでは証券規制が州ごとに異なるため、4 州の規制当局がこのキャンペーンに参加した。たとえば、オンタリオ州証券委員会 (OSC) は 87 名のフィンフルエンサーと 9 社の発行体を調査し、ライセンスなしで投資助言を行っている例があることや、特に暗号資産分野で誤解を招く情報が発信されていることを確認した⁷。また、ブリティッシュコロンビア州証券委員会 (BCSC) は、同州企業の株式を無資格で宣伝していた世界中のフィンフルエンサーに対し、74 件の警告書を発出した。特にバンクーバー地域のフィンフルエンサーに対しては、無登録営業の可能性を警告する書面を手渡

⁴ IOSCO, *ibid.*, pp. 26, 50–52.

⁵ FCA, “[FCA leads international crackdown on illegal finfluencers](#),” 2025/6/6.

⁶ ASIC, “[ASIC cracks down on unlawful finfluencers in global push against misconduct](#),” 2025/6/12.

⁷ OSC, “[OSC joins international regulators for Global Week of Action Against Unlawful Finfluencers](#),” 2025/6/6.

し、証券関連サービスを宣伝する前に法的助言を受けるよう指導した。さらに、個人投資家向けの教育資料を公開し、証券規制に関するフィンフルエンサー向けのウェビナーも開催した⁸。

- 香港：香港証券先物委員会（SFC）はライセンスなしで投資助言を行ったフィンフルエンサーの刑事訴追を開始したほか、海外の暗号資産取引プラットフォームには香港市民を対象としたマーケティング活動を停止するよう要請し、フィンフルエンサーとのアフィリエイト契約の終了を促した。また、SNS プラットフォームと連携し、公的機関を装って無登録の投資商品を宣伝する投稿やプロフィールの削除を実施した。さらに、違法なフィンフルエンサーが主催するイベントに対しては、捜査活動を通じて介入し、イベント中ないしイベント後に停止命令書を発出した⁹。
- イタリア：イタリア国家証券委員会（CONSOB）は、個人投資家とフィンフルエンサーに向けて注意喚起文書を発出した。個人投資家に対しては、安易に高収益・無リスクをうたう勧誘やフィンフルエンサーによる利益相反への警戒を呼びかけた。フィンフルエンサーに対しては、投資推奨に関する規則や市場濫用規則などを遵守して活動するよう警告した¹⁰。
- UAE：UAE 証券商品庁（SCA）はこのキャンペーンに先立ち、中東地域では初となるフィンフルエンサー向けライセンス制度を導入した。これにより、UAE 国内で投資助言や金融アドバイスを提供する者は、SCA のライセンス取得が義務付けられた¹¹。このキャンペーンにおいては、個人投資家およびフィンフルエンサーに向けて新ライセンス制度の周知活動が展開された¹²。

このように、違法なフィンフルエンサーの逮捕・刑事訴追にまで踏み切った当局もあれば、個人投資家とフィンフルエンサーへの注意喚起というソフトなアプローチにとどまった当局もある。また、海外事業者へのマーケティング活動の停止要請やフィンフルエンサー向けライセンス制度の導入など、特色ある施策も見られる。いずれにせよ、FCA が説明している通り、このキャンペーンは「違法な金融商品の宣伝・販促活動を行う悪質なフィンフルエンサーからソーシャルメディア利用者を守るために、規制当局が団結したもの」¹³として評価できよう。

⁸ BCSC, “[BCSC joins international crackdown on unlawful ‘finfluencers’](#),” 2025/6/6.

⁹ SFC, “[SFC joins global regulatory effort to curb activities of unauthorised finfluencers](#),” 2025/6/6.

¹⁰ CONSOB, “[Consob issues investor alert on finfluencers](#),” 2025/6/6.

¹¹ SCA, “[The Securities and Commodities Authority \(SCA\) Launches Region’s First “Finfluencer” License to Regulate Digital Financial Content](#),” 2025/5/28.

¹² SCA, “[Pioneering Global Regulatory Collaboration: UAE Launches Strategic Initiatives to Govern Financial Content in the Digital Era](#),” 2025/6/4.

¹³ FCA, *op. cit.*

4. 日本への示唆

日本では、フィンフルエンサーが個人投資家にもたらすリスクに関し、法規制でどこまで対応できているか。

まず、利益相反（ステルスマーケティング）については、金融商品取引法（金商法）の広告等規制や日本証券業協会等の自主規制規則、景品表示法のステルスマーケティング規制に当てはめられる。たとえば、金融商品取引業者がフィンフルエンサーに SNS 投稿や案件動画を依頼する場合、当該業者は必要表示事項の記載や内容の正確性を確認し、その投稿が広告である旨も明示しなければならない。

次に、著名人を騙った偽広告やチャットアプリでの投資グループ詐欺といった SNS 型投資詐欺については、なりすまし広告の摘発を可能とする「私電磁的記録文書等偽造・行使罪」の新設をはじめ¹⁴、犯罪対策閣僚会議や金融庁による対策が急ピッチで進められている。加えて、2024 年 9 月にはインターネット上での風説の流布（金商法 158 条）により株価に影響を与えた事案について、初めて課徴金の納付が命じられた¹⁵。ソーシャルメディアを通じた投資詐欺や相場操縦についても、実効的な取締りという面での課題は残るものの、一定程度の対応が進んでいるといえよう。

もっとも、風説の流布が認定されるには、「有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等（中略）の相場の変動を図る目的」という要件を満たさなければならない。したがって、たとえば怨恨または愉快犯的な動機で虚偽の事実や根拠のない噂を流布する行為は、刑法上の信用毀損罪・業務妨害罪や民法上の不法行為に該当する可能性こそあるものの、金商法による取締りは困難である。さらに、風説とは合理的な根拠のない情報を指すと解される。それゆえ、たとえばフィンフルエンサーがフォロワーの追随買いを狙って自らの保有銘柄を公表する行為は、風説の流布にはあたらない可能性が高い。

また、現行の投資助言業規制（金商法 2 条 8 項 11 号）では、「口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うこと」が投資助言業の要件として定められている。つまり、「特定性」と「有償性」が投資助言業の要件とされているため、無料で利用できるソーシャルメディア上で不特定多数の者に向けて投資や金融に関する情報を発信すること自体は、投資助言業には当てはまらない。

このような規制上の限界もあり、ソーシャルメディア上では個別銘柄の評価や投資判断への

¹⁴ 2025 年 5 月に国会で可決成立した「[情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案](#)」において、他人を装って虚偽の電子データを作成し、SNS で公表した場合などに 3 か月以上 5 年以下の拘禁刑を科す内容が盛り込まれた（刑法 159 条）。

¹⁵ 金融庁「[ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ（株）株式に係る風説の流布に対する課徴金納付命令の決定について](#)」令和 6 年 9 月 19 日。

言及、また真偽不明の情報で売買を煽る投稿などが散見される。実際、2025 年 6 月の金融審議会総会でも、委員からは「SNS における投資に関する情報環境が今どうなっているのかということは、不公正取引規制の問題、さらに言えば個人投資家の保護の話に関連する非常に重要な問題である」との指摘があった¹⁶。しかし、現時点では、フィンフルエンサーに関する特段の制度的議論はなされていない。

今後もソーシャルメディア上の投資情報は玉石混交であり続ける以上、やはり個人投資家の金融リテラシー向上が求められる。IOSCO の最終報告書は、フィンフルエンサーが発信する情報を利用する個人投資家に向けて、次の 10 のアドバイスを提示している。

図表 4 フィンフルエンサーを利用する個人投資家へのアドバイス

フォロワー数や評価を過信しない ・フィンフルエンサーのフォロワーや高評価の数は、情報の信頼性を示すものではない ・フォロワーや高評価は有料サービスによって偽装可能である
フィンフルエンサーの資格や背景情報を確認する ・フィンフルエンサーが投資助言を行うためのライセンスや金融プロモーションの認可を受けているかを確認する ・報酬を受け取った宣伝（利益相反）である可能性に注意する ・フィンフルエンサーに関する訴訟や顧客からの苦情、他のビジネス活動、経歴などを調べる
一般論の投資助言に注意する ・フィンフルエンサーの情報発信は多くのフォロワーを対象としているため、各人の財務状況には合わない可能性がある
感情を煽る投稿に注意する ・「今すぐ行動を」といった感情を煽るような呼びかけは、詐欺の兆候であり得る
群集心理に流されない ・他人の行動に基づいて投資判断を下す前に、その投資が自分の投資目標やリスク許容度に合っていることを確認する
高リターン・低リスクの約束に注意する ・市場平均を上回るリターンを出すのは簡単でないことを理解する ・たとえ過去に実績があったとしても、将来の成果を保証するものではない
すべての投資商品にはリスクが伴うことを理解する ・規制当局が発行する教育資料など、公平な情報源から投資商品の仕組みやコスト、リスクなどを確認する
確証バイアスを認識する ・自分の信念を裏付ける情報ばかりを重視し、それに反する情報を無視してしまう「確証バイアス」に注意する
情報源を多様化する ・特定のフィンフルエンサーに頼らず、複数の信頼できる情報源を確認する
不審な情報を見かけたら通報する ・投資に関する誤／偽情報を発信したり、詐欺的な行為に及んでいたりするフィンフルエンサーを見つけた場合は、規制当局に苦情や通報を入れる

（出所）IOSCO, “[Finfluencers](#),” 2025/5, pp. 65–67 を基に大和総研作成

¹⁶ 金融庁「[第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会合同会合議事録](#)」令和 7 年 6 月 25 日。

個人投資家がフィンフルエンサーの信頼性を確認する際には、フランスや UAE で導入されているようなフィンフルエンサーの認証制度ないしライセンス制度が大きな助けとなろう。悪意のないフィンフルエンサーによる意図せぬ不適切な投資情報発信を防ぐためにも、証券規制や法的遵守事項を解説するフィンフルエンサー向け教育の充実とあわせて、日本でも類似の制度が創設されることを期待したい。

また、海外ではフィンフルエンサーへの注意喚起や警告書の発出が広く行われ、違法なフィンフルエンサーの逮捕・刑事訴追にまで至った国もある。日本では、まずはどのようなフィンフルエンサー活動が投資助言業規制や不公正取引規制などに抵触し得るのか、金融庁が既存の規制枠組みとフィンフルエンサー活動の関係を整理した上で、フィンフルエンサーへの注意喚起や Q&A 集を公表することが求められよう。